

静岡市公共交通事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の上昇の影響を強く受けている公共交通事業者の事業の継続を支援することにより、地域の公共交通による利便の保持を図るため、当該事業者に対して、予算の範囲内において臨時に支援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 路線バス事業者、タクシー事業者及び鉄道事業者をいう。
- (2) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項の一般乗合旅客自動車運送事業者であって、市内において路線を定めて定期に運行する同法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業（市が運行を委託しているものは除く。）を行うものをいう。
- (3) タクシー事業者 道路運送法第9条の3第1項の一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付された者を除く。）であって、市内に営業所を有するものをいう。
- (4) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条の鉄道事業者であって、市内において同法第2条第1項の鉄道事業（旅客の運送に限る。）を行うもの（東海旅客鉄道株式会社を除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する公共交通事業者で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 申請日において営業の実態があり、引き続き営業を継続する意思があること。
- (2) 営業に必要な許認可等を有していること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

- イ 暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
- エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- カ 国、地方公共団体又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- キ 政治団体及び宗教団体
- ク アからキまでに掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとき市長が認める者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の表に定める額の範囲内において市長が定める額とする。

| 事業者区分 | 支援金の額 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 路線バス事業者 | 申請日において、有効な自動車検査証を備え付けている当該事業の用に供する車両（以下「交付対象車両」という。）の数に4万9,000円を乗じて得た額 |
| タクシー事業者 | 次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を一のタクシー事業者につき交付対象車両1台当たりとした額 (1) 燃料をガソリン又は軽油とする車両 1万円 (2) 燃料をLPガスとする車両 1万4,000円 |
| 鉄道事業者 | 1事業者につき1,880万円 |

（交付回数）

第5条 一の交付対象者に対する支援金の交付は、1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者は、公共交通事業者支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、市長

が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 路線バス事業者及びタクシー事業者

- ア 交付対象車両一覧（様式第2号）
- イ 交付対象車両の自動車検査証の写し
- ウ 道路運送法に基づく事業の許可証の写し
- エ 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(2) 鉄道事業者

- ア 鉄道事業法に基づく事業の許可証の写し
- イ 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(支援金の交付等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、支援金の交付を決定し、及び支援金の額を確定したときは、公共交通事業者支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、支援金を交付しないことを決定したときは、公共交通事業者支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定による支援金の額の確定の通知を受けた者は、請求書に支援金の振込先の口座を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(支援金の返還)

第9条 市長は、規則第16条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて交付した支援金に利息を付して返還させるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第2-1号（第6条関係）【路線バス事業者用】

交付対象車両一覧

事業者名

| 車両区分 | 申請台数 | 申請金額 | 備考 |
|------|------|------|------------|
| 路線バス | 台 | 円 | 4万9,000円/台 |

| No. | 登録（車両）番号 | No. | 登録（車両）番号 | No. | 登録（車両）番号 |
|-----|----------|-----|----------|-----|----------|
| 1 | | 21 | | 41 | |
| 2 | | 22 | | 42 | |
| 3 | | 23 | | 43 | |
| 4 | | 24 | | 44 | |
| 5 | | 25 | | 45 | |
| 6 | | 26 | | 46 | |
| 7 | | 27 | | 47 | |
| 8 | | 28 | | 48 | |
| 9 | | 29 | | 49 | |
| 10 | | 30 | | 50 | |
| 11 | | 31 | | 51 | |
| 12 | | 32 | | 52 | |
| 13 | | 33 | | 53 | |
| 14 | | 34 | | 54 | |
| 15 | | 35 | | 55 | |
| 16 | | 36 | | 56 | |
| 17 | | 37 | | 57 | |
| 18 | | 38 | | 58 | |
| 19 | | 39 | | 59 | |
| 20 | | 40 | | 60 | |

※記入欄が不足する場合は、複写して記入すること。

様式第2-2号(第6条関係)【タクシー事業者用】

交付対象車両一覧

事業者名

| 車両区分 | | 申請台数 | 申請金額 | 備考 |
|------|----------|------|------|------------|
| タクシー | ガソリン又は軽油 | 台 | 円 | 1万円/台 |
| | L P ガス | 台 | 円 | 1万4,000円/台 |
| 合計 | | 台 | 円 | |

| No. | タクシー (ガソリン又は軽油) | タクシー (L P ガス) | No. | タクシー (ガソリン又は軽油) | タクシー (L P ガス) |
|-----|--------------------|------------------|-----|--------------------|------------------|
| | 登録(車両)番号 | 登録(車両)番号 | | 登録(車両)番号 | 登録(車両)番号 |
| 1 | | | 16 | | |
| 2 | | | 17 | | |
| 3 | | | 18 | | |
| 4 | | | 19 | | |
| 5 | | | 20 | | |
| 6 | | | 21 | | |
| 7 | | | 22 | | |
| 8 | | | 23 | | |
| 9 | | | 24 | | |
| 10 | | | 25 | | |
| 11 | | | 26 | | |
| 12 | | | 27 | | |
| 13 | | | 28 | | |
| 14 | | | 29 | | |
| 15 | | | 30 | | |

※記入欄が不足する場合は、複写して記入すること。

※福祉輸送サービスに限定するタクシーは除く。

様式第3号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公共交通事業者支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、静岡市公共交通事業者支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定し、及び支援金の額を確定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第4号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公共交通事業者支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、静岡市公共交通事業者支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

不交付の理由